

平成23年度 入札契約制度の変更について

(お知らせ)

高槻市 財務部 契約検査室 契約課 072-674-7502

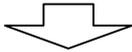
水道部 総務課 072-674-7952

平成23年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1 「制限付一般競争入札」及び「電子入札」を拡大します

平成23年10月から、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託に係る入札案件の「制限付一般競争入札」及び「電子入札」の適用範囲を、以下のとおり拡大する予定です。

【市内・準市内業者を対象にした制限付一般競争入札の実施基準】

区分	設計金額	入札実施方法
土木一式工事 建築一式工事 電気工事 舗装工事 造園工事	900万円以上(平成23年9月公告分まで)  <u>800万円以上(平成23年10月公告分から)</u>	電子入札
その他建設工事	900万円以上(平成23年9月公告分まで)  <u>800万円以上(平成23年10月公告分から)</u>	郵便入札
測量・建設 コンサルタント等 業務委託	500万円以上(平成23年9月公告分まで)  <u>400万円以上(平成23年10月公告分から)</u>	電子入札

【市外業者が参加可能な制限付一般競争入札の実施基準】

区分	設計金額	入札実施方法
建設工事	900万円以上(平成23年9月公告分まで)  <u>800万円以上(平成23年10月公告分から)</u>	郵便入札
測量・建設 コンサルタント等 業務委託	500万円以上(平成23年9月公告分まで)  <u>400万円以上(平成23年10月公告分から)</u>	電子入札

ただし、水道部の入札案件は、これまでどおり郵便入札です。

2 低入札落札に関する規定を変更します

「低入札落札による契約中の工事が未完成で、引渡しの完了していない場合、当該工事請負者による低入札価格調査基準価格を下回る入札は無効」としておりました制限は中止します。

なお、低入札落札に関する以下の取り扱いに変更はありません。

低入札落札により契約する場合は、契約保証金を30%以上とします。

工事の完成検査の結果70点未満の評定結果に該当した場合、その業者(共同企業体対象工事では構成員も含む)による低入札価格調査基準価格を下回る入札は、当該工事の完成後から翌年度末まで無効とします。

3 積算内訳書の記載項目を変更します

建設工事における制限付一般競争入札の積算内訳書について、以下のとおり記載項目を減らします。

現行の記載項目	変更後
(A) 直接工事費	(A) 直接工事費
(B) 共通仮設費	(B) 共通仮設費
(A + B) 純工事費	(C) 現場管理費
(C) 現場管理費	(D) 一般管理費等
(A + B + C) 工事原価	(A + B + C + D) 工事価格
(D) 一般管理費等	
(A + B + C + D) 工事価格	

4 電子入札における失格業者の失格理由を掲載します

これまで、電子入札における失格業者の失格理由については掲載していませんでしたが、電子入札システム内に失格理由を掲載します。

郵便入札を含む平成22年度の失格例

- ・電子入札における必要書類の添付間違い(他案件のもの、未記載のものを添付)
- ・配置予定技術者の重複記載、記載漏れ
- ・入札金額の訂正、¥マーク記載漏れ
- ・郵送方法の誤り(書留・簡易書留以外の方法による入札書の送付)

その他のお知らせ

5 設計図書等の販売店が変わります

制限付一般競争入札参加にあたり購入いただいております設計図書等の販売店のうち、(株)総合写真が販売を取りやめるため、平成23年度は次の2店舗での販売となります。

- ・(株)カンプリ 城北店 (高槻市城北町1-6-19)
- ・大和写真工業(株) 高槻支店 (高槻市明田町1-12)

6 制限付一般競争入札の公告予定

	公告日	
4月	8日(金)	22日(金)
5月	13日(金)	
6月	3日(金)	24日(金)
7月	15日(金)	29日(金)
8月	26日(金)	

	公告日	
9月	9日(金)	30日(金)
10月	14日(金)	
11月	4日(金)	25日(金)
12月		
1月	6日(金)	

- (1) 公表時間は午後4時を予定しています。市ホームページの「入札・契約・検査情報」で公表するほか、契約課掲示板、1階14番窓口市民情報課でもお知らせします。公告日については変更・追加する場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 発注内容により必要とする参加条件等を入札要綱で定めますので、ご確認のうえ参加をお願いします。
- (3) 平成23年度市内・準市内土木・建築業者のランク付けを行いました。市ホームページ、契約課掲示板及び市民情報課で公開していますので、ご確認ください。

7 総合評価落札方式の入札を実施します

平成23年度も引き続き、価格及びその他の条件を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札を実施します。平成22年4月公告分から、総合評価落札方式の入札において技術提案を求めた場合、落札業者の技術提案がその工事にて実施された否かを、工事成績評定を行う上で補正項目として反映します。

8 手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限に変更はありません

(1) 手持ち工事数の制限は最大3件です。

現に3件(準市内業者は1件)以上の手持ち工事を持っている場合は、本市(水道部を含む)の制限付一般競争入札に参加できません。

なお、手持ち工事とは、本年度の制限付一般競争入札により本市(水道部を含む)と契約した工事(契約手続き中及び共同企業体受注工事を含む)で、完成検査が完了していない工事とします。

「手持ち工事数」と「申込みできる件数」の合計の判断基準日は、公告日です。

(2) 同一公告日に申込みできる件数は次のとおりです。

同日に公告した入札案件に対して申込みできる件数は、技術者を専任配置できる範囲内で、手持ち工事数の制限と合わせて次の表の通りです。なお、特定建設工事共同企業体結成を条件にした入札案件に申込みする場合も、代表者及び構成員を問わずそれぞれ1件とします。

【同一公告日に申込みできる件数】

手持ち工事数	申込みできる件数(市内業者)	(準市内業者)
なし	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 3件	第1希望・第2希望いずれか 1件
1件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 2件	申込みできません
2件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 1件	
3件	申込みできません	

ただし、市内業者の第2希望登録業種につきましては最大で1件となります。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、上の(2)の表の市内業者が申込みできる件数を準用します。

また、入札参加資格に「市内業者」の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、同一公告日に申込みできる件数の制限を適用しません。

(4) 平成23年度新規業者は、平成23年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。